

「くるみん」認定マーク



## 一般財団法人高度情報科学研究機構

- ◆本社所在地 那珂郡東海村 ◆業種 調査研究
- ◆労働者数 124人（男性91人／女性33人）

（令和4年6月30日現在）

### ■くるみん認定に係る取組状況

#### （1）行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 令和2年2月1日から令和4年1月31日

②目標及び結果

【目標1】育児・介護休業等の制度について、パワーポイントで概要等を作成して、一般職員等及び管理職へ制度の周知を図る。

（結果）育児・介護休業等の制度の概要を作成し、イントラへの掲載及びメール周知を行うとともに部長会議において制度概要について資料を活用して説明し、管理職者の理解を深めることができた。

【目標2】令和2年4月までに、希望する場合に利用できるように時差出勤制度の規定等を整備・導入する。

（結果）就業規則を改正（令和2年4月1日施行）し、時差出勤制度を導入したことにより、時差出勤を希望する職員等（約60名が利用）の多様な働き方に資することができた。

#### （2）認定基準（くるみん認定基準）に係る取組状況

①計画期間内の育児休業等の取得に関する状況

- i) 男性（認定基準：計画期間内の男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合、労働者数が300人以下の一般事業主の特例の要件に該当すること）

計画期間において子の看護休暇を取得した男性労働者数 1名

- ii) 女性（認定基準：女性労働者の育児休業等取得率75%以上）

100.0%

## ②労働時間等働き方

- i) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が毎月 45 時間未満
- ii) 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者はいない

## ③法を上回る短時間勤務制度等

### i) 短時間勤務制度

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために申し出た場合には、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日の勤務時間の一部（1 日 2 時間以内、30 分単位）について勤務しないことができる。

### ii) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等は、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、通常の勤務時間の始業及び終業の時刻を 30 分単位で 1 時間の範囲内で繰り上げ又は繰り下げることができる。

## ■認定を受けてのコメント

当財団では、多様な働き方として時差出勤制度や在宅勤務制度等を整備するとともに、イントラへの掲載及び部長会議で制度概要を説明し管理職者の理解を深めるなどで男性職員も含めた育児休業の取得を推進しました。その結果、今年度初めて男性職員が育児休業を取得いたしました。今後も、仕事と生活の調和を図り、さらにワーク・ライフ・バランスを充実させて、男女問わず職員がその能力を発揮できる働きやすい雇用環境づくりになお一層取り組んでまいります。

## ■認定通知書交付式の様子



令和 4 年 7 月 14 日に  
茨城労働局にて  
認定通知書交付式が実施  
されました！

茨城労働局長（左）から認定通知書を交付される一般財団法人高度情報科学技術研究機構 田島理事長（右）

### ～認定通知書交付後の記念撮影～

茨城労働局長（左）

一般財団法人高度情報科学技術研究機構

田島理事長

増山総務部部長（中央）

小泉総務部次長

雇用環境・均等室長（右）

